

犯罪被害者等基本計画骨子案（ 2 ）

- 損害回復・経済的支援への取組（基本法第 12, 13, 16, 17 条関係） -

基本的施策

1 損害賠償の請求についての援助等（基本法第 12 条関係）

[今後講じていく施策]

(5) その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等

オ 金融庁において、保険会社側に問題のある行為があった場合には、苦情・相談を活用し、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。【金融庁】

[上記に対する金融庁意見]

以下のとおり、変更されたい。

オ 金融庁において、苦情・相談に寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると考えられる行為については、保険会社に対する検査・監督において適切な対応をしていく。【金融庁】

[上記意見に対する内閣府意見]

上記意見のとおり、修正することとしたい。